

第46回 大阪市都市景観委員会 会議要旨

1 開催日時 平成28年1月18日(月)午後1時00分～午後3時25分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階(P1)会議室

3 出席者

(委員) 澤木 委員長、嘉名 委員長職務代理者、阿部 委員、下村 委員、田中 委員、
中嶋 委員、長町 委員、橋寺 委員、山納 委員

(大阪市)眞田 建設局管理部長、寺川 建設局企画室長、木下 建設局公園緑化部調整課長代理、
若井 都市整備局まちづくり事業企画担当課長、田中 港湾局営業推進室長
植木 教育委員会事務局文化財保護課長、

(大阪府)戸田 住宅まちづくり部都市空間創造室長

(事務局)安藤 開発調整部長、友田 都市景観担当課長、中西 都市景観担当課長代理、
松崎 担当係長、松村 係員

4 議題

(1)今後の景観施策のあり方について

(2)その他

・都市景観資源検討部会における都市景観資源(阿倍野区)の審査結果について

5 議事要旨(審議内容、委員からの主なご意見及び事務局の回答等)

■今後の景観施策のあり方について

○多くの景観計画は、景観法委任事項と自主条例で担保する事項を合わせた構成となっており、自主条例部分の内容も含めて景観施策の全体像を「景観形成基本計画」に示して上位計画としていることが一般的である。大阪市にはこれまで「景観形成推進計画」があったが、今回の見直しにより削除されるので、上位計画にあたるものがなくなることになる。しかし、特に重点届出区域のうち、行政誘導型の地区選定などについては、政策根拠が必要になるのではないかと。

これをどこに位置づけるかは検討が必要だが、方法としては他市同様「景観形成基本計画」に当たるものを作成する方法と、景観計画を条例委任事項と自主条例で担保する箇所を両方を含む形で構成する方法が考えられる。

○景観形成区域の設定については、用途地域をベースとする考え方のほうが、より周辺の地域性に配慮した考え方になっていて良いと考える。ただし、都心景観形成区域については、さらに細かいランクがあるのかもしれない。

○景観形成区域が、方針のみを示すものなのか、基準と対応した区域図なのかでとるべき表現が異なると考えられる。P44の(案2)は沿道型の区域も入っていたり、都心と上町台地が重なっていたりと煩雑ではないか。

- 施策を展開する段階においては、ストリート型とエリア型の区域があるだろう。しかし、実際は、線形の区域を包括する形でエリアが広がっているので、線(沿道型区域)の表現は不要ではないか。
- 用途地域という明確なものをベースに線引きすることがその土地の人には理解を得やすいので望ましい。少し乱暴かもしれないが、当初はそれで指定し、どんどん見直しをしていくことが大事ではないか。
- 景観形成区域と重点届出区域の関係についてどのように考えているのか。例えば、御堂筋には面していないが御堂筋から見えるタワーマンション等について、「御堂筋からの見え方に配慮してほしい。」といえるのか。
⇒景観形成の方針に道路からの見え方への配慮などを記載していきたい。
- 景観形成の方針において、道路だけでなく、河川についても景観軸上から見える建築物等に対する配慮事項の記述を入れるべきではないか。
- 重点届出区域について、地形地物を基本として界線を引いているが、道路の両側で基準が変わってしまうなどの問題もある。「道路境界から0m」「道路に面する1街区まで含める」など幅を持たせる区域設定についても検討すべきではないか。
- 今後、重点届出区域の候補をどういった要件で抽出し、どのようなタイミングで重点届出区域に指定していくのか。
⇒これからの時代、行政が線を決め、誘導していくのは難しい。地域でルールをつくり、協議を行っていくのが理想である。それができる団体が今あればよいが、なければ掘り起こしていく必要があると考えている。
- 現在、重点届出区域候補として天保山が挙げられているが、同様に USJ 周辺についても候補とする必要があるのではないか。当地区は、世界的に有名な施設であり大阪市の一大観光地であるが、地区計画区域の内外で土地利用等について大きな乖離が見られる。地区計画区域の周辺に対する配慮を景観において行っていくことは重要ではないか。
⇒当エリアは、かつて一帯が工業専用地域であったが、大規模な工場の撤退に伴い、地区計画により土地利用転換を図った経緯がある。当初は、映像産業のしみ出しを期待していたが、実際はあまり振るわなかった。現在は周辺にホテルなどが立地してきており、ユニバーサルシティウオーク沿道のホテルオープンにより、周囲の環境も変わりつつある。エリアの周辺は現在も工業用途が主であるので、景観面については地区の特性・経過をふまえて対応していきたい。
- 景観制度と都市計画制度は、完全にリンクしているものではなく、景観法による景観誘導は、「見えているもの」に対する誘導は出来るが「見えること」に対する誘導は難しいのではないか。既存不適格にするには大きな議論が必要。
- 眺望・ランドマーク・アイストップに関する景観形成は、他市では自主条例により取り組まれている。視点場の設定などできることはないか。公共施設など視対象を保全していく考え方も必要であるが、それらを視認できることが重要である。通りからの大阪城、上町台地からの夕日など、将来的には戦略的に考えないといけない。

眺望景観については、即時、明確な施策をとれずとも、重要な視点であるため、計画に記述しておくことが重要である。

○開発のモチベーションが何にあるかが重要である。景観施策を実施するエリアは市民にも人気があるため開発が行われると考えられるが、逆に誘導を行わないエリアが、規制が緩いため開発が活発になることも考えられる。そうすると、そのような地域をまた景観誘導の対象として検討する必要性が生じる。これはまさに“馳ごっこ”であるが、今後、開発動向などを踏まえ、必要に応じ景観施策の見直しについて議論できる仕組みが必要だと考えられる。

○景観重要公共施設の指定は非常に有意義であるが、視対象となるものの保全だけでなく、視点場が重要である。

また、夜間景観の形成について、基本的に景観誘導は民間に対するものであるが、民地内の景観が向上するのであれば、公共空間も追随する必要がある。具体的には、p41「公共施設等のライトアップのほか、『公共照明のあり方など』…」としベーシックな事項について追記してほしい。現在もライトアップなどの「演出」に関する事項は記載されているが、街路照明などについても地域の景観を考慮していくべきである。趣のある船場において、グレアの強い白色照明は相応しくない。まずは、重点地区から取り組んでいくべきである。

⇒取り組んでいきたいと考えているが、課題はそこにどれだけの予算を充てることができるかである。重点的に取り組むエリアを指定して、その後は施設管理者だけでというのではなく、全庁的に取り組むということであれば実現できるだろう。

○市民参加を謳っているのであれば、答申としても市民・事業者の役割を書くべきなので、市民や事業者に期待することを追記していくべきではないか。

○景観重要建造物・樹木については、指定することのメリット・デメリットを示す必要がある。また、財源がないということで改修費補助などの記載がないが、寄附金を募るなど大阪の景観が好きな人に参加してもらえる取り組みも考えられるのではないか。他都市での取り組みなど事例収集してはどうか。

○大阪の景観においては、広告物の誘導が特に重要となる。現在、景観と広告物で届出先が異なるが、これらを統一することを検討するべきではないか。

⇒屋外広告物ガイドプランなど地区が重複するエリアもあり、施策の考え方など今後、整理していく必要性は感じている。今までできた広告物ができなくなるような場合は、まず市民の理解を得ることが重要だと考えている。

○法定上の内容と法定外の内容のリンクが重要である。規制される側に立った見易さに配慮する必要があるのではないか。

■都市景観資源検討部会における都市景観資源(阿倍野区)の審査結果について

事務局から都市景観資源検討部会において、阿倍野区の都市景観資源についての審査を行った結果、43件中39件が最終候補に選定されたことについて報告があり、都市景観委員会で審議した結果、原案どおり承認されることとなった。